

# 岐阜県地震体験車貸出要綱

岐阜県危機管理部  
令和5年6月15日

(目的)

第1条 この要綱は、地震体験車の貸出について必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 次の者に対して貸し出すことができる。

- 一 市町村
- 二 消防機関
- 三 県の現地機関

(用途)

第3条 地震体験車は、原則として地震に関する防災知識の普及啓発の他、災害時における電源供給等、防災に関わる用途に供する。

2 電源供給の用途に供する場合にあっては、原則として県が運用することとする。ただし、防災課長が必要と認めた場合には被災した市町村へ貸し出し、当該市町村が運用することができる。

(借受の手続等)

第4条 地震体験車を借り受ける者（以下「借受団体」という。）は、別に定める日までに、危機管理部防災課長（以下「防災課長」という。）に地震体験車借受申請書（別記様式第1号）を提出し承認を受けなければならない。ただし、電源供給の用途に供する場合において、緊急でそのいとまがないときは事後速やかにその手続を行うものとする。

2 防災課長は、地震体験車の貸出を承認したときは、その旨を文書又は電話等により通知するものとする。

(貸出期間)

第5条 地震体験車の貸出期間は、別に定める。

(借受時の点検)

第6条 地震体験車を借り受ける際には、地震体験車借受・返却点検簿（別記様式第2号）により、防災課長が指示した職員の立会いの下、点検を受けなければならない。

2 借受団体は、地震体験車の使用前に岐阜県県有自動車管理規程（昭和45年2月10日訓令甲第3号。以下「管理規程」という。）に規定する作業点検カードにより点検を行わなければならない。

(地震体験車の移動)

第7条 地震体験車の移動は、安全運行を図ることとし、特に地震体験車の後退、駐車の際には誘導者を配置する等、事故を未然に防ぐ措置を図ること。

(地震体験車の操作)

第8条 地震体験車の操作は、借受団体の職員等で、かつ、地震体験車取扱研修を受講した者が行わなければならない。

2 地震体験を実施する場合は、前項の規定による操作員の他、説明者1名、乗降補助者2名を配置するものとする。なお、説明者は補助者と兼ねることができる。

(経費の負担等)

第9条 地震体験車の通常の維持修繕費、保険料（自動車損害賠償責任保険、任意自動車保険）は、県の負担とする。

2 地震体験車の移動及び操作により使用する燃料費はすべて借受団体の負担とし、返還時には車両の燃料タンクを満杯にしておくものとする。

3 地震体験車の運転及び操作において、借受団体に過失のある場合の故障等については、その修繕に要する費用はすべて借受団体において負担するものとする。

4 前項に掲げるもののほか、必要な費用の負担については、当事者間においてその都度協議するものとする。

(使用中の事故等)

第10条 借受団体は、貸出期間中に事故を生じた場合、直ちに事故の概要を県危機管理部防災課（以下「防災課」という。）に報告し、速やかに交通事故等報告書（別記様式第3号）を提出し、防災課長の指示に従うものとする。

2 地震体験車の貸出中に生じた事故等についての修繕費用及び賠償費用は、県が加入する任意自動車保険の補償の範囲内は、当該保険金を充てるものとし、補償の範囲を超えるものは借受団体が負担するものとする。

(運転記録及び返却)

第11条 借受団体は、地震体験車の使用前及び使用後に、管理規程に規定する県有自動車運転台帳に必要事項を記入するものとする。

2 地震体験車を返却するときには、地震体験車使用報告書（別記様式第4号）を提出するものとする。

3 返却する際には、地震体験車借受・返却点検簿（別記様式第2号）により、防災課長が指示した職員の立会いの下、点検を受けなければならない。

4 前項に規定する点検により、故障等が見つかった場合には、借受団体の負担において修理等を行った上で、改めて確認を受け、返却することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地震体験車の貸出について必要な事項は別に定める。

2 この要綱に定めのないものについては、防災課とその都度協議の上決定する。

附則

この要綱は、昭和54年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

2 平成19年度中に貸出を行うものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

別記様式第 1 号

地震体験車借受申請書

年 月 日

岐阜県危機管理部防災課長 様

借受団体の長

下記のとおり、地震体験車を借り受けたいので申請します。

記

- 1 借受期間 借受日 年 月 日  
返却日 年 月 日

- 2 用途（該当するものを○で囲む）  
防災知識の普及啓発 ・ 災害時における電源供給

- 3 運用計画

使用日時	使用場所	講習会等の名称※	対象者数※	備 考

※防災知識の普及啓発の用途の場合のみ記入

- 4 連絡先  
責任者 職 氏 名  
連絡先

## 地震体験車借受・返却点検簿

No.	点検箇所	点 検 内 容	点検結果	
			借受	返却
1	ハ ン ド ル	1 著しい遊び又はがたつきがないか		
		2 異常に振れたり、取られたり又は重くないか		
2	タ イ ヤ	1 空気圧等に異常はないか		
		2 亀裂及び損傷はないか		
		3 異常な磨耗はないか		
3	原 動 機	1 エンジンは適切にかかるか		
4	燃 料 装 置	1 燃料の量は満タンであるか	/	
5	乗 車 装 置	1 ドアロックは正常であるか		
		2 座席ベルトに損傷がなく、取付けに異常はないか		
6	運 転 室	1 清掃されているか	/	
		2 忘れ物等ないか	/	
7	車 両 本 体	1 車両等にへこみ、傷等付いていないか		
		2 洗車されているか	/	
8	灯 火 装 置	1 車両のランプ、方向指示器等に異常はないか		
		2 ステージ等照明は全て点灯するか		
9	計 器	1 適切に動作しているか		
10	起 震 装 置	1 作用はよいか（動き、リモコン、音声等）		
		2 リモコンはあるか		
11	起震装置動力	1 適切に作動するか		
12	地 震 体 験 室	1 床の汚れ等、適切に清掃されているか	/	
		2 震度階表示器に異常はないか		
13	広 報 装 置	1 映像、音声に異常はないか		
		2 マイク、音響機器等適切に動作するか		
14	操 作 盤	1 電源等のスイッチは全てオフになっているか		
15	車 載 備 品 等	1 損傷はないか、数は全て揃っているか		
借受年月日 年 月 日		返却年月日 年 月 日		
借受者 所属  氏名		返却者 所属  氏名		
確認者 氏名		確認者 氏名		

- 備考 1 点検の結果が良好な場合は○印を、不良の場合は×印を付すこと。
- 2 点検後、借受者及び返却者に所属及び氏名について署名させること。
- 3 点検後、確認者氏名欄に署名し、借受者及び返却者に当該確認書の写しを交付すること。

第 号  
年 月 日

岐阜県知事 様

交通事故等報告書

借受団体長 職・氏名 \_\_\_\_\_

以下のとおり、事故等が発生しましたので報告いたします。

使用責任者  職・氏名(年齢)				( 歳)
事故等の種類 (※ケガの症状 等詳細に記載)		使用別	移動中  体験中	
被害者等の住所 職業・氏名		免 許	取得時期	年
発 生 日 時	年 月 日 時 分		種 別	
発 生 場 所		路 線		
事故等の発生状況				

## 地震体験車使用報告書

年 月 日

岐阜県危機管理部防災課長 様

借受団体の長

下記のとおり、地震体験車を使用しましたので報告します。

### 記

1 運転記録

借受時の走行距離	返却時の走行距離	実走行距離
km	km	km

2 用途（該当するものを○で囲む）

防災知識の普及啓発 ・ 災害時における電源供給

3 操作記録

使用日時	使用場所	操作時間	対象者数※	体験者数※	備考

※防災知識の普及啓発の用途の場合のみ記入

4 特記事項（車両、起震装置等の異常の有無等）